

熊本県公報

第 1 1 4 1 0 号
平成 18 年 5 月 26 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 漁港施設の使用料徴収事務の委託……………(漁港漁場整備課) 1
- 介護サービス情報の公表に係る調査員養成研修に相当する研修…(高齢者支援総室) 2
- 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の知事が定める額……………(人 事 課) 2
- CAD/CAM システムの一般競争入札……………(管理調達課) 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の廃止……………(障害者支援総室) 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………(") 3
- "……………(") 3
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 4
- 道路の区域変更……………(") 4
- "……………(") 5
- "……………(") 5

公 告

- 土地改良区役員の退任……………(農村計画・技術管理課) 5
- CAD/CAM システムの一般競争入札……………(管理調達課) 5
- 平成 18 年度狩猟免許試験並びに狩猟免許更新に係る適性検査及び講習(自然保護課) 8
- 熊本県電子納品保管管理・情報交換共有システム基本検討業務に係る
提案資料の募集……………(土木技術管理室) 10
- 定款変更認可……………(農村計画・技術管理課) 11

登 載 依 頼

- 有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公
表……………(有明海自動車航送船組合) 12
- 熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会の開催……………(障害者支援総室) 18
- ガザミのたも網等による採捕禁止……………(熊本県有明海区漁業調整委員会) 18
- "……………(天草不知火海区漁業調整委員会) 19
- しいらづけ周辺での釣り漁業等の禁止……………(") 19
- 熊本県教育委員会の会議の開催……………(教育政策課) 19

告 示

熊本県告示第 580 号

熊本県漁港管理条例(昭和 37 年熊本県条例第 17 号)第 15 条に規定する使用料の徴収事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 2 項の規定により告示する。

なお、平成 17 年 7 月 15 日熊本県告示第 914 号(漁港使用料徴収事務委託に伴う受託者)は、廃止する。

平成 18 年 5 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

漁 港 名	受 託 者
赤瀬漁港	網田漁業協同組合
郡浦漁港	三角町漁業協同組合
塩屋漁港	河内漁業協同組合
合串漁港	津奈木漁業協同組合
丸島漁港	水俣市漁業協同組合
鳩之釜漁港	天草漁業協同組合
樋合漁港	天草漁業協同組合
佐伊津漁港	天草漁業協同組合
二江漁港	天草漁業協同組合
富岡漁港	天草漁業協同組合

大江漁港	天草漁業協同組合
大多尾漁港	天草漁業協同組合
宮田漁港	倉岳町漁業協同組合
御所浦漁港	天草漁業協同組合
下桶川漁港	樋島漁業協同組合
牛深漁港	天草漁業協同組合

熊本県告示第 581 号

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 154 号）附則第 22 条第 1 号及び第 2 号に規定する適格研修は、次のものとする。

平成 18 年 5 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

研修の名称	実施主体	実施時期
「介護サービス情報の公表」調査員指導者養成研修	「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援協議会	平成 17 年 11 月 21 日から平成 17 年 12 月 15 日まで
介護サービス情報の公表に係る調査員養成研修	熊本県	平成 18 年 3 月 16 日から平成 18 年 4 月 14 日まで

熊本県告示第 582 号

平成 4 年 7 月 17 日熊本県告示第 513 号の一部を次のように改正し、告示の日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用する。ただし、同日前の期間に係る補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成 18 年 5 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

最低限度額	最高限度額	最低限度額	最高限度額
4,313 円	13,301 円	4,291 円	13,246 円
5,150 円	13,301 円	5,046 円	13,246 円
5,979 円	13,367 円	5,922 円	13,246 円
6,701 円	16,562 円	6,580 円	16,161 円
7,193 円	19,553 円	7,098 円	19,473 円
7,309 円	21,926 円	7,202 円	21,625 円
7,164 円	23,184 円	7,043 円	23,122 円
6,622 円	23,609 円	6,579 円	23,556 円
6,127 円	23,607 円	6,042 円	23,307 円
4,370 円	20,648 円	4,498 円	21,461 円
4,160 円	14,366 円	4,070 円	15,535 円
4,160 円	13,301 円	4,070 円	13,246 円

を に改める。

熊本県告示第 583 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 18 年 5 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品及び数量
CAD/CAM システム 一式
- 2 入札参加資格
物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和 39 年熊本県告示第 386 号。以下「審査要領」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有するものと決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要領に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-333-2581

(3) 入札参加資格申請書の受付期間

平成 18 年 5 月 26 日（金）から平成 18 年 6 月 20 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録日から平成 19 年 9 月 30 日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 19 年 7 月 2 日から平成 19 年 7 月 31 日まで行う。

熊本県告示第 584 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。

平成 18 年 5 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
銀河ステーションデイサービスセンター 玉名郡和水町藤田 349-2	社会福祉法人 青いりんごの会 玉名郡和水町江田 10-1 古川 美智子	平成 18 年 4 月 30 日	43000200167129	障害者デイサービス

熊本県告示第 585 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービスを次のとおり指定した。

平成 18 年 5 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
社会福祉法人 煌 介護支援センター・夢 山鹿市鹿本町中富 87 番地 1	社会福祉法人 煌 福岡市博多区博多駅中央街 8 番 36 号 行岡 良治	平成 18 年 5 月 18 日	43000100233112 43000200327111 43000300216115 43000500106116	居宅介護
社会福祉法人 煌 介護支援センター・夢 山鹿市鹿本町中富 87 番地 1	社会福祉法人 煌 福岡市博多区博多駅中央街 8 番 36 号 行岡 良治	平成 18 年 5 月 18 日	43000100233161 43000200327160 43000300216164 43000500106165	外出介護

熊本県告示第 586 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービスを次のとおり指定した。

平成 18 年 5 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
エンジェル・ケア・サポート 鹿本郡植木町大字舞尾 600 番地 12	有限会社 エンジェル・ケア・サポート 鹿本郡植木町大字舞尾 600 番地 12 安達 和利	平成 18 年 5 月 18 日	43000300215117	居宅介護
エンジェル・ケア・サポート 鹿本郡植木町大字舞尾 600 番地 12	有限会社 エンジェル・ケア・サポート 鹿本郡植木町大字舞尾 600 番地 12 安達 和利	平成 18 年 5 月 18 日	43000300215166	外出介護

熊本県告示第 587 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 5 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 5 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	益城矢部線	上益城郡益城町福原 同 所 6425 番 1 地先から 6425 番 1 地先まで	24.6	単道改

2 供用を開始する期日 平成 18 年 5 月 26 日

熊本県告示第 588 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 5 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 5 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	益城菊陽 線	熊本市小山五丁目 同市小山二丁目 869 番 1 地先から 1067 番 15 地先まで	前 後	8.3 ～ 11.0 8.3 ～ 26.8	82 82	交差点改良

2 区域を変更する期日 平成 18 年 5 月 26 日

熊本県告示第 589 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 5 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 5 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	人吉水俣 線	球磨郡球磨村大字一勝地乙 同 所	前	4.0 ～ 7.0	112.4	橋梁改築
			後	4.0 ～ 20.0	112.4	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 5 月 26 日

熊本県告示第 590 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 5 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 5 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	清和砥用 線	上益城郡山都町菅字川地 同 所	前	3.5 ～ 27.0	127.7	単道改
			後	6.0 ～ 52.0	121.8	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 5 月 26 日

公 告

熊本県公告第 410 号

合志市西合志町土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があった。

平成 18 年 5 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	松 本 貫 之	合志市御代志 1170 番地

熊本県公告第 411 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 5 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
CAD / CAM システム 一式
 - (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 納入期限
平成 18 年 8 月 21 日 (月)
 - (4) 納入場所
熊本県立技術短期大学校
 - (5) 入札方法
 - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領 (昭和 39 年熊本県告示第 386 号。以下「審査要領」という。) による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
 - (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 4 の (3) 記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領 (平成 14 年熊本県告示第 811 号) による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県立技術短期大学校に提出し、審査を受け、入札に参加する承認を受けたことを証明する書類を提出した者であること。
- 3 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班 (県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2580
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成 18 年 5 月 26 日 (金) から平成 18 年 6 月 27 日 (火) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - イ 交付場所
3 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成 18 年 7 月 7 日 (金) 午前 10 時から
 - イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課分室 (県庁行政棟本館 2 階)
 - (4) 入札書の提出方法
4 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3 に記載の場所に平成 18 年 7 月 6 日 (木) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 5 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 4 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に

付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を入札保証金免除申請書を添えて、平成 18 年 6 月 27 日（火）までに 3 に記載する場所に提出すること。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

ケ 2 以上の意思表示をした入札

コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 契約の締結

ア 契約書作成の要否

要

イ 契約の締結期限

落札者決定の日から 14 日以内とする。

ウ 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から 7 日以内とする。

(7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

(9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

(1) Name and quantity of merchandise:

One CAD/CAM System

(2) Delivery deadline :

August 21st, 2006

(3) Place of delivery :

Kumamoto Prefectural College of Technology

(4) Date and Place to submit a bidding proposal :

Date : July 7th, 2006, 10:00a.m.

Place : Kumamoto Prefectural

Government

Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government

Main Building)

(5) Deadline for bidding proposal by

mail (Registered only) :

- Bidding proposal must arrive no later than July 6th, 2006
- (6) Language and Currency :
Language : Japanese
Currency : Japanese yen only
- (7) Contact Information :
Contract Section,
Management and Purchasing Division
Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Kumamoto - City,
Kumamoto Prefecture 862-8570 Japan
Tel. 096-333-2580

熊本県公告第 412 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 41 条、第 51 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、平成 18 年度狩猟免許試験並びに狩猟免許の更新を受けようとする者の適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成 18 年 5 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 受験資格

熊本県内に住所を有する者で、狩猟免許を取得し、又は更新しようとする者。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する者を除く。

- (1) 20 歳に満たない者
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらすおそれがある病気として環境省令により定められた次の病気にかかっている者
 - ア 統合失調症
 - イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
 - ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1) から (3) までに該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- (6) 法第 52 条第 2 項第 1 号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者

2 試験等の内容

- (1) 狩猟免許試験内容
 - ア 狩猟に関する知識試験
択一式の筆記試験により、法及び法施行令並びに猟具及び鳥獣に関する知識について行う。
 - イ 狩猟に関する適性試験
視力、聴力及び運動能力について行う。
 - ウ 狩猟に関する技能試験
狩猟免許の種類（網・わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許）ごとに行う。
※ 試験の順序は、知識試験、適性試験、技能試験の順で行い、知識試験に合格した者のみに適性試験及び技能試験を実施する。
- (2) 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性検査及び講習
 - ア 狩猟に関する適性検査内容
視力、聴力及び運動能力について行う。
 - イ 狩猟に関する講習内容
法及び法施行令、狩猟鳥獣の判別並びに猟具の取扱いについて行う。

3 試験等の日程及び場所

- (1) 狩猟免許試験については、別表 1 のとおり
- (2) 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性検査及び講習については、別表 2 のとおり

4 申請手続

- (1) 申請書類の請求先
申請書類の請求先は、熊本県各地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課、熊本県環境生活部自然保護課又は社団法人熊本県猟友会とする。
- (2) 申請書類の提出先
 - ア 狩猟免許試験
(ア) 第 1 回の狩猟免許試験についての提出先は、申請者の住所地を所管する熊本

県の地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課とし、申請者の住所地が熊本市の場合は熊本県環境生活部自然保護課とする。

(イ) 第 2 回の狩猟免許試験についての提出先は、熊本県環境生活部自然保護課とする。

イ 狩猟免許更新

原則として、申請者の住所地を所管する熊本県の地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課とし、申請者の住所地が熊本市の場合は熊本県環境生活部自然保護課とする。

ただし、平成 18 年 9 月 3 日実施の狩猟免許更新のための適性検査及び講習についての提出先は、熊本県環境生活部自然保護課とする。

(3) 申請書類の受付期限

狩猟免許試験又は適性検査及び講習の実施日の 10 日前までに必着のこと。

(4) 提出書類等

ア 狩猟免許試験

(ア) 狩猟免許申請書 1 部

(イ) 写真（申請前 6 か月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.6 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの） 1 部

(ウ) 1 の（2）から（4）までに規定する事由に該当しない旨の医師の診断書 1 部（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている者は、その許可証を提示することにより、これに代えることができる。）

(エ) 80 円郵便切手を貼り、自己の住所を記入した返信用の封筒 1 部

イ 狩猟免許更新

狩猟免許更新申請書 1 部

※ 以下狩猟免許試験の提出書類に同じ。

(5) 狩猟免許申請手数料及び狩猟免許更新申請手数料

熊本県手数料条例（平成 12 年条例第 9 号）の規定に基づく手数料として、次に掲げる金額の熊本県収入証紙を申請書に貼付し、納付すること。

ア 狩猟免許申請手数料 5,300 円。ただし、既に網・わな猟、第 1 種銃猟又は第 2 種銃猟のいずれかの免許を取得し、その保有する免許以外の種類を受験する者にあつては、4,000 円。

イ 狩猟免許更新申請手数料 2,900 円

5 試験等当日の携行品

- (1) 受験票
- (2) 筆記用具

6 その他

- (1) 天災その他特別の事由により実施日時及び場所等を変更することがある。
- (2) 不明の点は、熊本県の各地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課又は熊本県環境生活部自然保護課に問い合わせること。

別表 1 狩猟免許試験実施日程及び場所

(1) 第 1 回の狩猟免許試験

区 分	日 程	場 所
知識試験	平成 18 年 6 月 25 日（日）	熊本県の各総合庁舎会議室又は熊本県庁会議室
適性・技能試験	平成 18 年 7 月 8 日（土）	熊本県球磨総合庁舎大会議室
	平成 18 年 7 月 9 日（日）	熊本県鳥獣保護センター研修室

(2) 第 2 回の狩猟免許試験

区 分	日 程	場 所
知識試験	平成 18 年 8 月 6 日（日）	熊本県鳥獣保護センター研修室
適性・技能試験	平成 18 年 8 月 20 日（日）	熊本県鳥獣保護センター研修室

別表 2 狩猟免許更新に関する適性検査並びに講習の実施日程及び場所

日 程	場 所
平成 18 年 6 月 24 日（土）	熊本県天草総合庁舎大会議室
平成 18 年 6 月 27 日（火）	植木町役場 2 階会議室
平成 18 年 7 月 1 日（土）	熊本県立大学
平成 18 年 7 月 2 日（日）	熊本県立大学
平成 18 年 7 月 5 日（水）	熊本県菊池総合庁舎大会議室
平成 18 年 7 月 7 日（金）	熊本県立装飾古墳館

	南小国町自然休養管理センター
平成 18 年 7 月 8 日 (土)	熊本県菊池総合庁舎大会議室
平成 18 年 7 月 12 日 (水)	熊本県菊池総合庁舎大会議室
平成 18 年 7 月 14 日 (金)	南阿蘇村役場久木野支所 2 階集会ホール 芦北総合庁舎大会議室
平成 18 年 7 月 15 日 (土)	菊池総合庁舎大会議室 芦北総合庁舎大会議室
平成 18 年 7 月 20 日 (木)	氷川町公民館
平成 18 年 7 月 21 日 (金)	高森町林業センター 2 階大会議室
平成 18 年 7 月 22 日 (土)	御船町カルチャーセンター会議室
平成 18 年 7 月 23 日 (日)	宇城総合庁舎大会議室 鹿本総合庁舎大会議室 山都町矢部保健福祉センター千寿苑
平成 18 年 7 月 25 日 (火)	やつしろハーモニーホール
平成 18 年 7 月 28 日 (金)	阿蘇総合庁舎 2 階大会議室 八代市坂本公民館
平成 18 年 7 月 29 日 (土)	玉名総合庁舎大会議室 阿蘇総合庁舎 2 階大会議室
平成 18 年 7 月 30 日 (日)	玉名総合庁舎大会議室 山都町蘇陽総合支所大ホール
平成 18 年 8 月 1 日 (火)	球磨総合庁舎大会議室
平成 18 年 8 月 2 日 (水)	球磨総合庁舎大会議室
平成 18 年 8 月 3 日 (木)	球磨総合庁舎大会議室
平成 18 年 8 月 4 日 (金)	球磨総合庁舎大会議室
平成 18 年 8 月 5 日 (土)	甲佐町生涯学習センター
平成 18 年 8 月 8 日 (火)	多良木町多目的研修センター
平成 18 年 8 月 9 日 (水)	多良木町多目的研修センター
平成 18 年 8 月 10 日 (木)	多良木町多目的研修センター
平成 18 年 8 月 11 日 (金)	五木村役場会議室
平成 18 年 9 月 3 日 (日)	熊本県立大学

熊本県公告第 413 号

公共工事の品質向上、事務の効率化、コスト削減を目指す熊本県 CALS/EC を推進するために必要となる電子納品保管管理システム及び情報交換共有システムのシステム構築のための基本検討業務を予定しているため、当該業務に係る提案資料等を募集する。

平成 18 年 5 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 委託業務概要

(1) 名称

熊本県電子納品保管管理・情報交換共有システム基本検討業務

(2) 概要

熊本県電子納品保管管理システム及び情報交換共有システムの構築をするために必要となる「熊本県電子納品保管管理・情報交換共有システム基本検討」の策定等について委託する。

2 提案資料等の内容

提案資料等に記載する内容については、「熊本県電子納品保管管理・情報交換共有システム基本検討業務企画提案実施要領」において明示する。

3 委託期間

契約日から平成 19 年 3 月 30 日まで

4 提案参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として営業種目情報処理業務（取扱業種 01 情報システムに関する企画、設計、開発及び維持管理等並びに 02 情報通信ネットワークに関する企画、設計、開

- 発及び維持管理等)に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で、本提案に参加を希望するものは、5に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 行政・企業の情報システムに関する企画、設計、開発及び維持管理等又は、情報通信ネットワークに関する企画、設計、開発及び維持管理等の経験を有すること。
- 5 競争入札参加資格審査申請書の提出(入札参加資格を得るための申請方法等)
4の(1)に掲げる資格のない者で、本提案に参加を希望するものは、次のとおり要綱に定める入札参加資格申請書に必要書類を添付し、5の(2)の場所へ提出すること。
- (1) 受付期間
平成 18 年 5 月 26 日(金曜)から平成 18 年 6 月 2 日(金曜)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
なお、受付期間終了後も 6 の(1)に定める期限まで随時受け付けるが、この場合には資格審査が受付期間内に間に合わないことがある。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6349・6350
- (3) 提出方法
持参又は郵送(書留郵便に限る。)によること。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- 6 提案資料の提出期限
- (1) 受付期限 平成 18 年 6 月 9 日(金曜)午後 5 時(郵送による場合は必着のこと。)
- (2) 受付場所 〒 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 土木部土木技術管理室
(電話番号 096-383-1111 内線番号 6054)
- 7 説明書の交付等
この公告に基づき提案資料等の提供を行う者に対して、次のとおり「熊本県電子納品保管管理・情報交換共有システム基本検討業務企画提案実施要領」を交付する。
- (1) 交付期限 平成 18 年 6 月 8 日(木曜)午後 5 時
- (2) 交付場所 6 の(2)に同じ。
- 8 この業務委託の詳細は、「熊本県電子納品保管管理・情報交換共有システム基本検討業務仕様書」による。
- 9 その他
この公告に基づき提案された提案資料等の中から優秀と認められるものを選定のうえ、業務委託するものとする。

熊本県公告第 414 号

八代郡氷川町氷川下流土地改良区連合理事長浜田洋から平成 18 年 4 月 18 日付けで申請のあった定款変更については、平成 18 年 5 月 19 日付けで認可した。

平成 18 年 5 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登載依頼

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

平成 18 年 5 月 26 日

有明海自動車航送船組合

管理者 熊本県知事 潮谷 義子

有明海自動車航送船事業の平成 17 年度下半期（平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数 212,604 台、車両収入 494,668,380 円、同乗旅客数 260,841 人、同乗旅客収入 83,476,280 円、一般旅客数 42,981 人、一般旅客収入 15,057,930 円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数 1,319 台（0.6%）の増、車両収入 10,210,850 円（2.1%）の増、同乗旅客数 11,977 人（4.4%）の減、同乗旅客収入 4,242,400 円（4.8%）の減、一般旅客数 2,242 人（5.5%）の増、一般旅客収入 811,340 円（5.7%）の増となる。

(2) 職員数（平成 18 年 3 月 31 日現在）

一般職員 20 人

船舶職員 49 人

合 計 69 人

(3) 条例、規則の制定改廃

ア 条例

(ア) 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 17 年組合条例第 1 号）

(イ) 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年組合条例第 1 号）

イ 規則

(ア) 平成 17 年改正条例附則第 2 項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成 17 年組合規則第 3 号）

(イ) 平成 17 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則（平成 17 年組合規則第 4 号）

(ウ) 有明海自動車航送船組合組織規則の一部を改正する規則（平成 18 年組合規則第 1 号）

(エ) 有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成 18 年組合規則第 2 号）

(オ) 平成 18 年改正条例附則第 6 項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則（平成 18 年組合規則第 3 号）

(カ) 平成 18 年改正条例附則第 9 項から第 11 項までの規定による給料に関する規則（平成 18 年組合規則第 4 号）

(4) 議会議決事項

平成 18 年 2 月 23 日招集の有明海自動車航送船組合議会第 1 回定例会に上程し、同日可決された議案は、次のとおりである。

第 1 号議案 有明海自動車航送船使用料の改正の承認について

第 2 号議案 平成 18 年度有明海自動車航送船事業会計予算

第 3 号議案 管理者専決処分の報告並びに承認について

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 4 号議案 管理者専決処分の報告並びに承認について

平成 17 年度有明海自動車航送船事業会計補正予算（第 1 号）

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表 1

イ 貸借対照表 別表 2

(6) 平成 18 年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要 別表 3

別表1

平成17年度有明海自動車航送船事業下半期予定損益計算書
(平成17年10月1日から平成18年3月31日まで)

単位：円

1	営業収益			
		564,954,846		
(1)	運航収入	(1,175,663,920)		
		9,176,047	574,130,893	
(2)	運航雑入	<u>(15,798,207)</u>	(1,191,462,127)	
2	営業費用			
		2,162,833		
(1)	一般管理費	(4,332,249)		
		383,983,085		
(2)	運航経費	(773,051,517)		
		214,387,612	600,533,530	
(3)	運航管理費	<u>(408,702,311)</u>	<u>(1,186,086,077)</u>	
	営業利益			△ 26,402,637
				(5,376,050)
3	営業外収益			
		2,083,989		
(1)	受取利息及び配当金	(3,987,885)		
		8,541,214	10,625,203	
(2)	雑収入	<u>(10,137,320)</u>	(14,125,205)	
4	営業外費用			
		3,821,387		
(1)	支払利息	(8,240,321)		
		220,419	4,041,806	6,583,397
(2)	雑支出	<u>(440,144)</u>	<u>(8,680,465)</u>	<u>(5,444,740)</u>
	経常利益			△ 19,819,240
				(10,820,790)
5	特別利益			
		1,488,576	1,488,576	1,488,576
(1)	固定資産売却益	<u>(1,488,576)</u>	<u>(1,488,576)</u>	<u>(1,488,576)</u>
	当年度純利益			△ 18,330,664
				(12,309,366)
	前年度繰越利益剰余金			0
				(240,781)
	当年度未処分利益剰余金			△ 18,330,664
				<u>(12,550,147)</u>

()は決算見込み

別表 2

平成 17 年度有明海自動車航送船事業貸借対照表 (予定)

(平成 18 年 3 月 31 日)

単位: 円

		資 産 の 部		
1 固 定 資 産				
(1) 有形固定資産				
イ 船 舶	2,265,806,687			
減価償却累計額	<u>1,950,268,913</u>	315,537,774		
ロ 土 地		12,163,141		
ハ 建 物	791,026,618			
減価償却累計額	<u>218,616,551</u>	572,410,067		
ニ 構 築 物	228,639,290			
減価償却累計額	<u>171,897,785</u>	56,741,505		
ホ 備 品	30,748,359			
減価償却累計額	<u>25,207,511</u>	5,540,848		
ヘ 機 械 装 置	5,840,400			
減価償却累計額	<u>5,548,380</u>	<u>292,020</u>		
有形固定資産合計			962,685,355	
(2) 無形固定資産				
イ 電 話 加 入 権		<u>757,600</u>		
無形固定資産合計			757,600	
(3) 投 資				
イ 出 資 金		<u>10,200,000</u>		
投資合計			<u>10,200,000</u>	
固定資産合計				973,642,955
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			661,166,635	
(2) 未 収 金			12,483,886	
(3) 前 払 金			3,561,026	
(4) 有 価 証 券			659,941,000	
(5) その他流動資産			<u>500,000</u>	
流動資産合計				<u>1,337,652,547</u>
資 産 合 計				<u>2,311,295,502</u>

負 債 の 部

3 固定負債		
(1) 退職給与引当金	49,372,690	(引当金取り崩し 93,669,810)
(2) 修繕準備引当金	<u>17,011,843</u>	
固定負債合計		66,384,533
4 流動負債		
(1) 未払金	127,768,004	
(2) 預り金	3,864,498	
(3) その他流動負債	<u>500,000</u>	
流動負債合計		<u>132,132,502</u>
負債合計		198,517,035

資 本 の 部

5 資本金		
(1) 自己資本金	1,801,150,000	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>176,051,193</u>	
借入資本金合計	<u>176,051,193</u>	
資本金合計		1,977,201,193
6 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	9,727,127	
ロ 工事負担金	800,000	
ハ 補助金	<u>1,000,000</u>	
資本剰余金合計		11,527,127
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	53,500,000	
ロ 利益積立金	58,000,000	
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>12,550,147</u>	
利益剰余金合計	<u>124,050,147</u>	
剰余金合計		<u>135,577,274</u>
資本合計		<u>2,112,778,467</u>
負債資本合計		<u>2,311,295,502</u>

別表 3

平成 18 年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要

(総 則)

第 1 条 平成 18 年度有明海自動車航送船事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 航 海 数	15,500 回
(2) 年 間 輸 送 台 数	435,000 台
(3) 年 間 輸 送 同 乗 旅 客 数	576,000 人
(4) 年 間 輸 送 一 般 旅 客 数	91,000 人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益	1,305,256	千円
第 1 項 営 業 収 益	1,295,296	千円
第 2 項 営 業 外 収 益	9,960	千円
	支	出
第 1 款 事 業 費	1,299,571	千円
第 1 項 営 業 費 用	1,256,410	千円
第 2 項 営 業 外 費 用	43,161	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額 99,392 千円は、過年度分損益勘定留保資金 99,392 千円で補てんするものとする。)

	支	出
第 1 款 資 本 的 支 出	99,392	千円
第 1 項 建 設 改 良 費	28,875	千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	68,517	千円
第 3 項 予 備 費	2,000	千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
事務コンピューターリース	平成 18 年度	4,000 千円
	平成 19 年度	4,000 千円
	平成 20 年度	4,000 千円
	平成 21 年度	4,000 千円
	平成 22 年度	4,000 千円
船内マッサージ機リース	平成 18 年度	303 千円
	平成 19 年度	303 千円
	平成 20 年度	303 千円
	平成 21 年度	303 千円
	平成 22 年度	303 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 648,688 千円 |
| (2) 交際費 | 400 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会公告第 1 号

熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 18 年 5 月 26 日

熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会

- 1 開催日時
平成 18 年 6 月 1 日（木）
午後 3 時から午後 5 時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁本館 5 階 審議会室
- 3 議題
こころの医療センターの県立病院としての使命及び役割について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県立こころの医療センターあり方検討委員会事務局（熊本県健康福祉部障害者支援総室施設・指導班）
（電話 096-333-2236）

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第 25 号

ガザミ資源保護のため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成 18 年 5 月 26 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 中 村 友 昭

- 1 指示内容
6 月 1 日から 6 月 30 日までの間、たも網及びすくい網によりガザミを採捕してはならない。
- 2 指示区域
次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次に結んだ線（有共第 21 号共同漁業権漁場の外縁）と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1 熊本県漁場基点有第 1 号（熊本県と福岡県との境界標柱）
基点 2 熊本県漁場基点有第 16 号（熊本市小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ 500 メートルのところ）
基点 3 熊本県漁場基点有第 20 号（熊本市海路口町二ノ丸、二ノ丸新角）
基点 4 熊本県漁場基点天第 1 号（上天草市大矢野町三角灯台）
ア 基点 1 と佐賀県竹崎島山頂を見通した線から基点 1 を基点として右へ 354 度 30 分、2,272 メートルのところ
イ アから真方位 330 度の線と基点 1 から竹崎島山頂を見通した線とが交わるころ
ウ 基点 1 から竹崎島山頂を見通した線と福岡県柳川市大字七ツ家字永松の南西角（有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀郡川副町大字大詫間字元治搦の南東角（同漁場境界標石柱）を結んだ線の中央点から宇城市三角町三角岳山頂を見通した線とが交わるころ
エ 基点 1 から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線と福岡県柳川市大字七ツ家字永松の南西角と佐賀県佐賀郡川副町大字大詫間字元治搦の南東角を結んだ線の中央点から三角岳山頂を見通した線とが交わるころ
オ 基点 1 から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線上、基点 1 から 9,000 メートルのところ
カ 基点 2 と三角岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 55 度 47 分、13,545 メートルのところ
キ 基点 3 と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 255 度 12,640 メートルのところ
ク ケとサを見通した線上、ケから 5,272 メートルのところ
ケ 基点 4 から三角岳山頂を見通した線上、大瀬戸の中央点
コ 基点 4 から三角岳山頂を見通した線が宇城市三角町海岸堤防と交わるころ
サ 基点 4 と三角岳山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 249 度 10 分、1,500 メートルのところ
- 3 指示の期間
平成 18 年 5 月 26 日から平成 19 年 6 月 30 日までとする。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第 127 号

ガザミ資源保護のため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成 18 年 5 月 26 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 尚 彦

1 指示内容

6 月 1 日から 6 月 30 日までの間、天草有明海における共同漁業権漁場内並びに不知火海における熊本県海域において、たも網及びすくい網によりガザミを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

平成 18 年 5 月 26 日から平成 19 年 6 月 30 日までとする。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第 128 号

しいらづけ漁業と釣り漁業等との漁場の使用に関する紛争の防止を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成 18 年 5 月 26 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 尚 彦

1 指示内容

6 月 1 日から 10 月 31 日までの間、天草市魚貫町権現山山頂から天草市魚貫町遠見山山頂を見通した延長線以南の天草海に敷設してあるしいらづけ漁業の「つけ」の中心から半径 100 メートルの区域内での釣りを禁止する。

2 指示の有効期間

平成 18 年 5 月 26 日から平成 20 年 10 月 31 日までとする。

熊本県教育委員会公告第 11 号

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。

平成 18 年 5 月 26 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

1 開催日時

平成 18 年 6 月 6 日（火）午後 1 時 30 分から

2 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟新館 7 階 教育委員会室

3 議題（予定）

- (1) 平成 19 年度熊本県立高等学校入学者選抜について
- (2) 平成 19 年度熊本県立特殊教育諸学校高等部入学者選抜について
- (3) 平成 18 年度熊本県近代文化功労者選考委員について
- (4) 熊本県スポーツ振興審議会委員の委嘱について
- (5) 義務教育諸学校（県立盲・聾・養護学校の小学部・中学部）における平成 19 年度使用教科用図書の選定基準等について
- (6) 県立高等学校及び盲・聾・養護学校の高等部における平成 19 年度使用教科用図書選定基準等について
- (7) 平成 19 年度使用教科用図書の採択基準等及び選定基準等について
- (8) その他

4 傍聴人の定員

10 人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴受付は、会議当日午後 1 時 00 分から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
- (2) 午後 1 時 20 分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午後 1 時 20 分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
- (3) 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。

6 非公開の案件

議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。

7 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県教育委員会事務局教育政策課広報・情報班
(電話 096-333-2674 内線 6617)

